

DVへの対応について

皆様はDV(ドメスティックバイオレンス：家庭内暴力)についてどれくらいご存じでしょうか。全国のDV相談支援センターや警察へのDV相談件数は年々増加している状況にあります。そんな中、先日、コンプライアンス推進室にDV被害者の患者対応について相談がありました。

ご存じの方も多いかもかもしれませんが、DV防止法では、DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者は、被害者の早期支援をするように定めています。そこで、今回は、DVの基本的な知識と、医療従事者の方がDV被害者を発見した場合の対応についてお話しします。



そもそもDVとはなんですか？

配偶者や内縁関係等の親密な関係にある、またはあったものから暴力等を受けることを言います。

DVの形態としては、殴る、蹴る、無視する、怒鳴る、生活費を渡さない、お金を要求、性行為の強要、中絶させる、交友関係の管理、メールのチェック等があります。



DV防止法とはなんですか？

正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」通称「DV防止法」になります。2013年6月26日に国会で成立した法律で、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。ちなみに、DV防止法5条には、下記の記載があります。

DV防止法5条

「医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。」



警察



配偶者暴力
相談支援センター

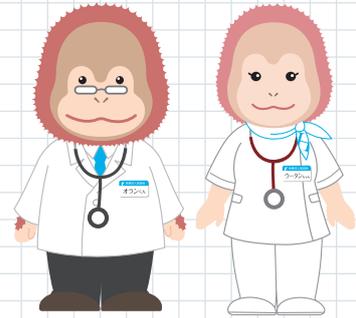




実際にDV被害者が医療機関に来た場合に、どのように対応すればよいのでしょうか？



医療機関



イメージキャラクター
オランくん

イメージキャラクター
ウータンちゃん

問診

被害者が話しやすい環境を整えましょう。

診察

DVの疑いがある所見を確認

被害者である可能性に配慮しながら受傷経緯を確認しましょう。

治療

リスク評価

- ①受傷の頻度や程度を評価しましょう。
- ②暴力を受けているとの告白があれば、加害者の発言や行為状況について確認しましょう。
- ③被害者及び加害者の状況を確認しましょう。

評価

被害者の意思を確認

DVである（又は疑われる）場合には、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報してよいか、被害者の意思を確認しましょう。

通報の同意が得られた場合
危険が迫っている場合

警察・配偶者暴力相談
支援センターへ通報

通報の同意が得られない場合

被害者へ相談機関の情報
提供

★相談機関（配偶者暴力相談支援センター 一覧）

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf